

長浜市立朝日小学校150周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条

本会は長浜市立朝日小学校150周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条

本会は、長浜市立朝日小学校150周年記念事業の企画・実行を通して、児童並びに地域住民の愛校心と地域愛をより一層育むことを目的とする。

(事業)

第3条

本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 150周年記念事業の計画と実施に関すること。
- (2) 150周年記念事業の実施のための寄付金・賛助金等に関すること。
- (3) その他、150周年記念事業実施のために必要と認められること。

(構成)

第4条

本会は、長浜市立朝日小学校の同窓会・PTA および本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(委員の種類と定数)

第5条

本会には次の委員を置く。(別表1)

- | | | |
|-----------|------|--------------------|
| (1) 委員長 | 1名 | |
| (2) 副委員長 | 2名 | |
| (3) 総務部会 | 部長1名 | 副部長1名 |
| (4) 式典部会 | 部長1名 | 副部長1名 |
| (5) 広報部会 | 部長1名 | 副部長1名 |
| (6) 協賛金部会 | 部長1名 | 副部長1名 |
| (7) 監査 | 2名 | |
| (8) 事務局 | 若干名 | 本部役員、担当学校職員 |
| (9) 顧問 | | 校長、PTA会長、学校運営協議会会長 |

(部員)

第6条

各部会には部員を置く。(若干名)

(選出)

第7条

委員および部員の選出は次のとおりとする。

(1) 委員長が選出の任にあたる。

(2) 副委員長、事務局、各部部长、副部长、会計、監査、顧問は委員長が委嘱する。

(任務)

第8条

各部会、事務局、監査、顧問の任務は次のとおりとする。

(1) 事務局は、実行委員会と学校の連携を図りながら、実行委員会の企画・運営を行う。

(2) 総務部会は、事業の全体計画、記念品の選定および各部会の連絡調整を行う。

(3) 式典部会は、記念式典および記念講演の企画・運営を行う。

(4) 広報部会は、事業の地域への周知と資料収集、記念誌の発行を行う。

(5) 協賛金部会は、予算の編成、調整および協賛金募集に関する全ての業務を行う。

(6) 監査は、本会の会計監査を行い、その結果を報告する。

(7) 顧問は、本会の運営全般にわたり、必要に応じて指導助言を行う。

(決議機関)

第9条

委員総会は、記念事業推進のための最高決議機関であり、次のことを行う。

(1) この会は、委員長がこれを招集する。

(2) 委員会は、委員長、副委員長、事務局、部部长、副部长、部員、会計、監査、顧問で構成する。

(3) この会では、役員を選出、規約の改廃、記念行事計画、予算、決算、その他必要な事項を審議、決議する。

(4) 議案は、出席会員の過半数をもって決定する。

(補助決議機関)

第10条

実行委員会は、記念事業推進のための補助決議機関であり、次のことを行う。

(1) この会は、委員長がこれを招集する。

(2) 委員会は、委員長、副委員長、事務局、各部部长、副部长、会計、監査、顧問で構成する。

(3) この会では、役員を選出、記念行事計画、予算、決算、その他必要な事項を審議、決議する。

(4) 議案は、出席会員の過半数をもって決定する。

(各部会)

第11条

本会の円滑な事業推進のために、各部長は、必要に応じて部会を招集する。

(任期)

第 1 2 条

第 5 条の委員の任期は、本会の事業が完了するまでとする。

(経費)

第 1 3 条

本会の活動に要する経費は、寄付金、賛助金およびその他の収入をあてる。

(会計年度)

第 1 4 条

本会の会計年度は、実行委員会設立に始まり、会の解散までとする。

(付則)

この規約は令和 3 年 月 日より実施する。

この会の運営にさらに細則が必要な場合、別に内規で定める。

(別表 1)

